

須坂市農業委員会 令和4年11月総会 議事録

1 招集 令和4年11月30日(水) 午後3時00分

2 開会 令和4年11月30日(水) 午後3時00分

3 閉会 令和4年11月30日(水) 午後3時46分

4 場所 須坂市役所議会第4委員会室

5 出席した農業委員 (13人)

出席した農地利用最適化推進委員 (6人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	上原昌雄	推進委員	15番	丸山 輝幸
会長職務代理	13番	田中郁男	〃	8番	斎藤 稔	〃	16番	坂田 学
農業委員	1番	原千賀子	〃	9番	春原 博	〃	17番	春原 等
〃	2番	松田かよ	〃	10番	小林 昇	〃	19番	櫻井 清一
〃	3番	神林秀明	〃	11番	山岸幸子	〃	20番	竹前 清孝
〃	4番	返町 惇	〃	12番	神林清治	〃	21番	大澤 敏志
〃	5番	小林郁雄	〃			〃		

6 欠席した農業委員 7番 市村修一

欠席した農地利用最適化推進委員 18番 中村嘉博

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告第13号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第14号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 農地係主査 増村穰亮

9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主任主事 中西勇馬

10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会11月総会を開会いたします。

本日の会議につきましては、事務局丸山補佐、7番市村委員、18番中村推進委員から欠席の連絡がありましたが、農業委員総数14人中、過半数の委員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 どうもご苦労様です。新型コロナ感染者の拡大に歯止めがかかっていない中、11

月総会にご出席いただきましてありがとうございます。議事がスムーズに進行できますようご協力をお願いいたします。

11月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会 会議規則第14条の規定により、8番斎藤稔委員、9番春原博委員をご指名申し上げます。

議長 それでは、議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数10件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようですので、地区担当の推進委員さんで補足説明がございますか。

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようですので、採決を行います。議案第21号の10件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって議案第21号の10件については許可と決定しました。

議長 次に、議案第22号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数5件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

3番 No.1ですが、申請者のお孫さんが実家に入るとのこと、駐車スペースを確保したいとのことから申請地を駐車場にするものになります。よろしくお願いします。

議長 ほかにないようでありますので、推進委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

議長 農業委員さんで質疑意見はございませんか。

5番 No.2ですが、説明では軒が申請地にはみ出しているため拡張したいとのことですが、その程度では許可不要と思われますがどうなんですか。

事務局 申請地図に物置があるように見えますと思います。おそらくその部分も含めての是正のための申請かと思います。

5番 No.2とNo.3は使用貸借となっておりますが、双方の関係性はどうなっていますか。

21番 No.2の借人は貸人の娘婿とのことで、No.3の借人はNo.2借人の息子、要は貸人の孫にあたります。

5番 あと細かいところですが、No.2とNo.3の説明地図にズレがありますが何か理由があるのです。

事務局 とくに理由はありません。作成誤りです。申し訳ございませんでした。

5番 No.5について、今回は変更前と変更後の図面を載せていますが、5月総会の際は区画割の図面ではなく全体計画図の添付だけでしたがその理由を教えてください。

事務局 区画図を添付した理由とのことですが、区画数の変更について、県との協議の結果、開発行為が許可される見込みがついたことからの今回の変更申請になります。当初の転用許可については造成にかかる申請でしたが、今回は区画数を変更するという変更申請ですので、区画割の図面をつけさせていただきました。

議長 ほかにないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようですので、採決を行います。議案第22号の5件について、意見可と決定

するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって議案第 22 号の 5 件については意見可と決定しました。

議長 次に、議案第 23 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数 21 件を議題といたします。

最初に、No. 1 から No.11 の 11 件について、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでしたら、推進委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

8 番 No. 1 ですが、現在、別の方が耕作しています。この件でお伺いしたところ、借り人はその方の娘婿ということで、これから本格的に農業を始めるということです。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ほかにないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議案第 23 号の No. 1 から No.11 の 11 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって議案第 28 号の No. 1 から No.11 の 11 件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第 23 号の No.12 から No.15 までの 4 件について、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ほかにないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第 23 号の No.12 から No.15 までの 4 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって議案第 23 号の No.12 から No.15 までの 4 件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第 23 号の No.16 の 1 件について、審議いたします。

なお、この案件につきましては須坂市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、3 番委員の退席をお願いします。

議決後は着席を認めます。

それでは事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議案第 23 号の No.16 の 1 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって議案第 23 号のNo.16 の 1 件については、決定とすることに決しました。

議長 それでは 3 番委員の着席を認めます。

議長 次に、議案第 23 号のNo.12 からNo.15 までの 4 件について審議いたします。

事務局 事務局の説明をお願いします。

議長 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第 23 号のNo.12 からNo.15 までの 4 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって議案第 23 号のNo.12 からNo.15 までの 4 件については、決定とすることに決しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。

議長 次に、報告に移ります。

議長 報告第 13 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 2 件、報告第 14 号「農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出について」報告件数 1 件について事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 この件についてご質問はありますか。

議長 ないようでありますので、以上で報告を終わります。

議長 これをもちまして、11 月総会を閉会といたします。

議長 ご苦労様でした。